

## 第25回 篠山再生計画推進委員会 会議録（要旨）

（記録：行政経営課）

- 日 時：平成31年2月13日（水） 16：00～16：40
- 場 所：篠山市役所本庁舎3階 301会議室
- 出席者：篠山再生計画推進委員会委員（出席6名・欠席3名）  
 庁内関係職員（政策部創造都市課3名・まちづくり部地域整備課3名）  
 事務局職員（行政経営課3名） 計15名
- 傍聴者：記者1名
- 会議次第
  - 1 開 会
  - 2 審議事項：篠山再生計画実行中の投資的事業にかかる意見について（継続審議）  
 【農工団地篠山中央地区にかかる市道整備等】
    - （1）継続審議の経緯について
    - （2）緊急性が極めて高いことの根拠資料の提出と説明
    - （3）質疑応答・意見取りまとめ
  - 3 その他
  - 4 閉 会

### ■ 会議要旨

1 開 会	
関係職員Z	<p>（開会の宣言、欠席委員について報告、配付資料の確認）</p> <p>（開会宣言後）まず、本日の開始時刻が 15 時から 16 時に変更になったことをお詫び申し上げます。</p> <p>前回2月7日の委員会では、事業の適合性について判断しかねるということで継続審議となり、本日再び開催することとなった。1週間の間に2回も来ていただくことになり、重ねてお詫び申し上げます。</p> <p>欠席委員は3名。</p> <p>資料は本日の審議資料と前回の委員会の会議録を配付している。</p> <p>会議録は未定稿であり、ご確認いただき、訂正等があれば2月15日（金）までに事務局にご連絡いただきたい。</p> <p>委員長よりあいさつをいただく。</p>
委員長	<p>（委員長あいさつ）</p> <p>今回継続審議となったが、我々は企業誘致を応援する立場で一致していると思う。ただ前回は、企業進出の実現性を信用できるようなエビデンス（根拠）がほしいということになり、委員会として結論を出すことはできなかった。</p> <p>この再生委員会は市民への説明責任もあり、慎重に審議を行いたい。</p> <p>今回、企業の進出意思を示すものとして代表者印を押印した文書及び操業までの具体的スケジュールを市（創造都市課）から提出いただいている。</p> <p>事前に担当者から説明を受けたが、企業側と地権者とのやり取りが分かるようなエビデンスの提出は難しいが、合意に向けて売買単価など詰めの段階に来ているとのことである。</p> <p>本日、改めて審議をお願いしたい。</p>
関係職員Z	<p>次第2の審議事項からは、委員長に会の進行をお願いする。</p>

2 審議事項（篠山再生計画実行中の投資的事業にかかる意見について【農工団地篠山中央地区にかかる市道整備等の継続審議】）	
委員長	継続審議の経緯について、事務局から説明願う。
関係職員A	先日（2/7）の委員会では、事業の必要性・緊急性・優先性や再生計画策定時に比べ収支見通しが悪化しないことについて、各担当課から説明後、さまざまな視点から慎重審議いただいた。総論としては概ね賛成だが、緊急性を判断する根拠が乏しく、書面確認後、適合性の判断をすることとなり、本日、資料を用意させていただき、継続審議をお願いすることになった。
委員長	緊急性が極めて高いことの根拠資料について、創造都市課から説明願う。
関係職員E	<p>前回、進出企業の開発スケジュールに合わせて、市道整備を行う必要があり、事業の緊急性について説明させていただいたが、その企業の意向や具体的スケジュールの確認が不十分ではないかのご指摘を受け、今回追加資料を提出させていただいた。</p> <p>（追加提出資料）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○資料①-1・・・会社が作成した、代表者の押印がある進出意向を示す文書</li> <li>○資料①-2・・・会社が作成した、操業までの具体的なスケジュール</li> <li>○資料②・・・市の地域整備課が作成した、市道整備のスケジュール</li> </ul> <p>○資料①-1について この農工団地篠山中央地区に進出を希望している企業は、株式会社エトリである。大阪市に本社がある金属加工業である。平成4年に篠山市乗竹地内に工場を開設し、現在も操業を続けている。 トラクターなどの農業機械の部品を製造しているが、受注部品の大型化等により、現在の工場では手狭となり、農工団地への拡張移転を具体的に計画されている。 2021年（H33年）4月の操業開始を希望しており、企業の用地取得や開発手続きには進入路整備が条件であることから、できるだけ早急に市道整備を行ってほしいと要望を受けている。</p> <p>○資料①-2について（会社のスケジュール） 会社が計画している、操業までの作業工程表を添付。 今後、具体的な計画図面等を作成し、都市計画法に基づく開発許可申請、農地法に基づく農地転用などの手続きを進めていくことになる。 その中で、農工団地に接道するための市道整備が開発許可条件であることから、2020年（H32年）3月までに市道を供用できる状態にする必要がある。</p> <p>○資料②について（市のスケジュール） 資料①-1、①-2の会社の計画により、市としては早急に市道整備に着手する必要がある。</p>
委員長	説明が終わったので、質疑応答に入る。 何か意見・質問等はあるか？
委員V	資料②の市のスケジュールは、資料①-2の企業のスケジュールに合わせているのか？
関係職員H	市道整備については、企業のスケジュールに合わせて作成している。
委員長	市道の用地買収の交渉は、企業とは別個に交渉するのか？

関係職員H	道路部分の用地については、市が別途これから交渉して確保する予定である。今はまだ確保していない。
委員長	その売買単価は企業側が購入する単価と同じような価格になるのか？
関係職員H	用地単価については、現在企業側が単価決定に向けて動いているので、その交渉が終わってから、道路の方の用地単価について交渉したいと考えている。
委員X	雇用人数が20人から40人に増加すると見込んでいるが、篠山工場だけの人数か？ また、会社の規模はどの程度のものなのか？
関係職員E	40人というのは篠山工場だけの見込みである。 本社は大阪市にあり、従業員数は全体で約80人である。 工場は篠山のほか、本社のある南港、堺、アメリカにもある。
委員T	農機具関係の部品だけ製造しているのか？ 建設部品とかも手掛けていれば、今後伸びる可能性はあるが、農業だけか？
関係職員E	主に農業機械部品の製造や、金属プレスやパイプ加工などであるが、農業機械のほかにも、小型建設機械の部品の製造等をしている。 取引先としてはクボタ等のシェアが多く、海外にも輸出されている。
委員T	この会社は27年も前に篠山に進出しているが、社長や会長は篠山市出身の方なのか？
関係職員E	そういうわけではない。この篠山の地は京阪神への物流の面でアクセスが良く、工場に続く西紀の西谷のトンネルができてからはさらに便利になったと聞いている。
委員V	資料①-2の企業のスケジュールで用地交渉（仮契約）が2月からとなっているが、2月中には価格も含めて契約の骨格部分が決まるという予定なのか？
関係職員E	計画はそのようになっているが、2月中に仮契約という段階までは進んでいない。地元の方で3月2日に最終的な総会があり、売買単価等について議決がなされる予定となっている。
委員V	企業のスケジュールでは2月に仮契約をした上で、今年の11月から来年1月にかけて土地所有権移転となっているが、本契約もこの時期になるのか？
関係職員E	そのとおりである。
関係職員H	補足すると、企業の用地の仮契約がこの2月～3月で、所有権移転が11月からとなっているのは、都市計画法に基づく開発手続きを進める上では、農地転用、開発許可が得られなければ所有権移転できないためであり、仮契約をした上で所有権移転するのはどうしてもその時期になると考えている。
委員V	市の方のスケジュールを見ると、市道の用地交渉が今年の7月～8月となっているが、3月の議決で土地の単価自体が決まるから、その7・8月の用地交渉では具体的な金額を前提に交渉できるという想定なのか？
関係職員H	現在、この3月議会で市道の計画そのものの議決を得て、測量の調査設計、また道路構造の詳細設計の発注を予定している。その後、道路用地として必要な面積等が確定した時点で、正式な単価交渉をしたいと考えている。それまでに

	は、土地の立会い等も進めるが、用地交渉の開始はH31年7月頃を予定している。
委員V	市道工事がH31年10月からとなっており、企業の造成工事がH31年11月からとなっている。1カ月先にスタートして間に合うものなのか？
関係職員H	今回の道路工事については、先に道路をつくってから、企業が開発手続きを進めるわけではない。企業が開発手続きを進める上で、都市計画法上の開発の関連区域としてエリアを一体的にして、市が行う道路整備も同時に進めていきたいと考えている。
委員V	先に道路をつくるわけではなく、企業の造成と同時並行的に進めるということか？ 工場敷地の造成工事の支障になるようなことはないのか？
関係職員H	これについては、企業の計画やスケジュールを見て協議しながら、支障が生じることのないように進めたい。ただ、企業の建築確認申請がH32年2月末に出される予定であり、それまでに道路を一定の形状にしておく必要がある。
委員長	市のスケジュールの道路工事の点線部分は、何らかの作業をしているのか？
関係職員H	市が来年2月末までに一定の道路整備をした後、企業がその道路を使って造成・建築工事を行うが、その間は市の工事はストップとなる。その期間が点線部分である。最終的には、企業の造成・建築工事が終わった時点で、市が舗装工事を行う。
委員長	他の委員は何か意見はあるか？
委員Y	特にない。
委員U	特にないが、1点だけお聞きしたい。 道路の形態はL字型で、北側半分が決まった前提での道路設計になっていると思うが、仮に南側も両方決まったとしても、この形態の取付け道路となるのか？
関係職員H	現在このL字型を計画している。都市計画法上の接道義務を果たすため、この構造にしている。北側のL字の頂点部分から東側、市道西八上池上線という東西道路に接続することによって、通り抜け道路として認めてもらうよう協議しており、これが最善の形状と考えている。
委員長	取りまとめに入る。 緊急性ということで、どれほど企業に進出意欲があるのか、またそれは決定事項なのか、そして都市計画法上の道路を整備しなければ造成が進まないといったことについて、代表者の印鑑付きのエビデンスを添付して説明いただいた。委員の皆さんにも諮ったところ、承知したという意見であると思う。 我々委員としての最終的な意見は、皆さんのご意見を踏まえて、委員長と事務局に一任させていただき、その意見書案を各委員へメールか郵送でお知らせする。ご意見があれば事務局に返していただきたい。最終的に意見書を固めて市長へ提出したいが、それでよいのか？
各委員	(異議なし)
委員長	これをもって、農工団地篠山中央地区にかかる市道整備等についての審議は終了させていただく。

3 その他	
委員長	その他として、事務局から何かあるか？
関係職員A	市長への意見書の提出について、今委員長から説明があったが、事前に委員長と相談し、事務局から市長に提出させていただくこととなったので報告する。
関係職員Z	この度は、審議いただくための説明資料が不十分で継続審議となり、1週間の間に2回も足を運んでいただくことになり、申し訳なかった。 今後は、審議資料については十分配慮したい。
委員長	今回、附帯意見はなしとする。 (⇒後刻、委員長に確認し、地元業者への配慮を記載することとした。) ただし、移転元の工場は空き地となり、地域活性化等の問題も出てくると思うので、その場所においても企業誘致に力を入れていただきたいことを述べておく。附帯意見とする必要はない。
4 閉 会	
委員長	本日も、慎重審議いただき感謝申し上げます。 また、市の方も短期間に書類を揃えていただき感謝する。 委員会としても、選定要領に適合するという結論に至り、そのように意見書を市長に提出したい。 本日の審議に感謝申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。